

東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領

平成9年5月23日東区長決裁

(目的)

第1条 この要領は、東区のマスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ公正な利用を図ることにより、東区のPRやイメージアップを促進させるとともに、東区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「タッピー」とは、東区マスコット・キャラクター「タッピー」に関するすべてのことをいう。
- (2) 「タッピー」の意匠（デザイン）とは、東区役所が作成・保管するデータをいう。
- (3) 「タッピー」のイベント用具とは、着ぐるみ、帽子、顔抜き板及びぬいぐるみをいう。

(使用の承認等)

第3条 「タッピー」は、個人、企業及びその他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。ただし、その使用方法は、東区及び「タッピー」のPRやイメージアップ並びに地域活性化に寄与するものと認められる場合に限る。

- 2 「タッピー」の意匠（デザイン）を使用する場合、その色及びポーズは、原則として札幌市東区民ホームページ内の「タッピーデザインダウンロード」に掲載された意匠（デザイン）を使用すること。
- 3 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的で「タッピー」の意匠（デザイン）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「タッピー意匠（デザイン）使用申請書」（様式1）を東区長に提出しなければならない。
- 4 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等に、色又はポーズについて変更を加えずに「タッピー」の意匠（デザイン）を使用する場合は、申請を要しない。ただし、広く不特定多数の人の目に触れる場合は、その内容について東区役所に事前に連絡することとする。
- 5 「タッピー」の意匠（デザイン）変更については、タッピーのイメージを損なわないもの限り、具体的な使用案を添付した「タッピー意匠（デザイン）使用申請書」（様式1）の提出により、東区長の承諾を得たうえで使用できるものとする。
- 6 「タッピー」のイベント用具を借り受けようとする者（以下借受者」という。）は、あらかじめ「タッピーイベント用具使用申請書」（様式2）を東区長に提出しなければならない。

ない。

(使用の不承認)

第4条 東区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「タッピー」の使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとするとき。
- (2) 東区及び「タッピー」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 使用申請書に虚偽の記載があるとき。
- (5) 使用権の転貸や譲渡が認められたとき。
- (6) その他東区長が区のマスコット・キャラクターの趣旨に照らして不相当と認めるとき。

2 東区長は、使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、承認を取り消すものとする。

(不正使用)

第5条 前2条に定める事項に違反したことが発覚し、又はそのおそれがあると認めるときは、東区長は、使用者又は借受者に対し期限を定め改善を求めるものとする。当該期間を経過しても、なお改善が図られない場合（使用者又は借受者と連絡が取れない場合を含む。）は、以降の使用を認めない。

(使用期間)

第6条 「タッピー」の意匠（デザイン）の使用期間は、第3条第3項の場合にあつては最長で3年間、同条第4項の場合にあつては無期限とする。ただし、同条第3項の場合において、期間満了後の再申請を妨げない。

2 「タッピー」のイベント用具の使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて5日以内とする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(権利等)

第8条 「タッピー」に関する一切の権利及び権限は、東区役所に属し、「タッピー」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできない。

2 使用者は、「タッピー」の意匠（デザイン）を使用して作成した最終成果物を東区長に提出しなければならない。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物

の確認ができるものをもって代えることができる。

(使用者の責任)

第9条 「タッピー」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、東区役所は一切の責任を負わないものとする。

2 使用者及び借受者は、「タッピー」の使用に際して故意又は過失により、東区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を東区役所に賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、「タッピー」の使用に関し必要な事項は、東区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月11日から施行する。